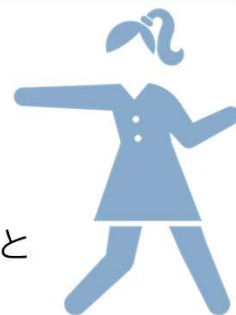


人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース

介護事業主が介護福祉機器の導入等を通じて、
離職率の低下に取り組んだ場合に助成対象となります。

チェック項目

- ✓ 介護サービスの提供事業主であること
- ✓ 雇用保険の適用事業主であること
- ✓ 「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ✓ 計画の提出日の6ヶ月前から事業主都合により離職させていないこと
- ✓ 離職率の低下目標を設定すること



助成額

介護福祉機器の設置に係る費用や送料、振込手数料は対象とはなりません。

助成対象費用	目標達成助成
介護福祉機器の導入費用(利子を含む)	左記の合計額の 20% (上限150万円)
保守契約費	
機器の使用を徹底させるための研修	

計画書は、事業開始日
6ヵ月～1ヵ月前の
前日までに提出します。
計画期間は3ヶ月以上
～1年以内です。

対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、
労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので

1品10万円以上であることが必要。

1. 移動・昇降用リフト（立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む。）
2. 装着型移乗介助機器
3. 体位変換支援機器（エアマット、ベッドのうち体位変換機能を有するもの）
4. 特殊浴槽（移動・昇降用リフトと一体化しているもの、移動・昇降用リフト
が取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なもの等）



低下させる離職率

助成金の受給には、評価時離職率を、計画時離職率より下表の離職率ポイント以上低下させることが
必要です。目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数の規模に応じて変わります。

対象事業所における雇用保 険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率 (目標値)	15% ポイント	10% ポイント	7% ポイント	5% ポイント	3% ポイント



介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが
介護労働者の雇用管理の改善につながる計画内容であること、また、
その計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の
効果が見込まれること等の認定基準に照らして審査します。